

社会福祉法人 キャマラード

役員報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人キャマラード定款第8条第3項の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めたものである。

(費用弁償の額)

第2条 社会福祉法人キャマラード定款の定めにより勤務を行った役員又は理事長の依頼により勤務を行った役員に対しては、別表により定める報酬及び費用弁償を支給する。

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、社会福祉法人キャマラード役員費用弁償に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は平成16年11月13日から施行する。

この規程は平成23年11月1日から施行する。

この規程は令和3年6月12日から施行する。

別表

勤務の内容	報酬の額 (源泉徴収後)	費用弁償の額
理事会及び評議員会への出席	1日 15,000円	勤務に要した実費
理事会及び評議員会を除く各種会議への出席	1日 15,000円	勤務に要した実費
理事長の依頼により行うその他の勤務	1日 15,000円	勤務に要した実費
定款の定め又は理事長の依頼により行う週4日以上継続的勤務	月 240,000円	勤務に要した実費